第四十二号の八様式（第八条の二関係）（昇降機以外の建築設備用）（Ａ４）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定による

計画変更通知書（昇降機以外の建築設備）

（第一面）

建築基準法第87条の４において準用する同法第18条第２項の規定により計画の変更を通知します。

（略）

第四十二号の十三様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

工事を完了しましたので、建築基準法第18条第16項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

（略）

第四十二号の十五様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る工事は、建築基準法第18条第17項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第18項に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

（略）

第四十二号の十六様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る工事は、建築基準法第18条第17項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第18条第３項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

（略）

第四十二号の十七様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第18条第19項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

（略）

第四十二号の十八様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第20項（同法第87条の４又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第21項に規定する中間検査合格証を交付できないので、通知します。

（略）

第四十二号の八様式（第八条の二関係）（昇降機以外の建築設備用）（Ａ４）

建築基準法第87条の２において準用する同法第18条第２項の規定による

計画変更通知書（昇降機以外の建築設備）

（第一面）

建築基準法第87条の２において準用する同法第18条第２項の規定により計画の変更を通知します。

（略）

第四十二号の十三様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

工事を完了しましたので、建築基準法第18条第16項（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

（略）

第四十二号の十五様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る工事は、建築基準法第18条第17項（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第18項に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

（略）

第四十二号の十六様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

下記に係る工事は、建築基準法第18条第17項（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、同法第18条第３項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

（略）

第四十二号の十七様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第18条第19項（同法第87条の２又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

（略）

第四十二号の十八様式（第八条の二関係）（Ａ４）

（略）

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第18条第20項（同法第87条の２又は第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第18条第21項に規定する中間検査合格証を交付できないので、通知します。

（略）